

配置販売業三団体の第2回の会議が開催

発行：日本置き薬協会 事務局

配置販売業三団体（全配協配置部会、日本置き薬協会、日本配置販売業協会）は、4月9日午後2時から日本薬業共同事務所で2回目の会議を開いた。3月16日に厚生労働省間杉医薬食品局長に提出された「配置販売業3団体の共同声明」をもとに、今後の進展について話し合いが持たれた。検討事項は下記である。

- (1) 既存配置販売業者に課せられた一定水準の教育について
- (2) 既存配置における登録販売者試験受験資格経過措置の延長について
- (3) 製品のリスク区分表示に関する要望について
- (4) 各団体の考え方の相違点、共通点の整理について
- (5) 配置販売業の自主基準の策定について
- (6) 配置販売業向け新資格制度の樹立について

(4) に関しては今後の検討への出発点となるもので、一定の書式に従い各々が記したものを近日中に纏めることの同意が得られ、用意された回答書が配布された。下記にそれを記す。

- Q 1. 新配置に移行するか
移行する 移行しない どちらでもない
- Q 2. 新配置に移行した場合の配置従事者中に占める専門家の率は
100% 50%前後 30%前後 1人
- Q 3. 新配置に移行した場合の一般従事者のできる業務は
全て 計算、集金など 出来ない
- Q 4. 新配置に移行した場合の訪問する者の資格
専門家のみ 専門家と一般従事者 一般従事者
- Q 5. 既存配置販売業者である場合の一定水準の教育受講者率は
全員 新任従事者及び新卒者以外は全員
- Q 6. 既存配置販売業者である場合の新任従事者及び新卒者の教育体制は
受けない 社内での教育のみ 外部委託の通信教育による
- Q 7. 既存配置販売業者である場合の教育形態は
座学による実30時間 座学と通信による30時間
- Q 8. その場合の教育実施の組織は
全て外部委託している 一部外部委託している 社内組織で
- Q 9. 教育実施者の資格は
社内の薬剤師 メーカー勤務の薬剤師 教育機関の教職者や薬剤師
- Q 10. 受講確認試験の実施は ある ない
- Q 11. 関連法規の教育実施は
資料の閲覧学習のみ 講師による講義による 通信教育による
- Q 12. 国民的視点の具体的な取り込みは
外部団体（薬害被害者団体、消費者センター等）の講義がある ない
- Q 13. 修了証の発行は ある ない
受講者の公表は ホームページに掲載する しない
- Q 14. 特定商取引法について従事者に周知しているか している していない
- Q 15. 得意先配置箱内にて特定商取引法関連の書面交付をしているか
している していない

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協